

パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)に係る河川等の調査結果について

平成19年8月31日(金曜日)

代表連絡先	環境管理室 化学物質対策グループ 代表電話 06-6941-0351 内線 3808、3879 直通電話 06-6947-5960 メールアドレス kankyokanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp
-------	---

大阪府が実施したパーフルオロオクタン酸(PFOA)及びパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)に係る河川等の調査結果がまとまりましたのでお知らせします。

1. 調査方法

1. 調査地点 大阪府内の河川13地点、海域3地点及び地下水5地点(別図)
調査地点は、大阪府域の概況が把握できるよう選定した。
2. 調査期間 平成19年7月23日～8月2日(試料採取期間)
3. 分析機関 大阪府環境農林水産総合研究所
4. 分析項目 PFOA、PFOS

2. 調査結果(別表)

1. 概要
河川、海域及び地下水のすべての調査地点において、PFOA及びPFOSが検出された。
2. 河川・海域・地下水の区分ごとの結果

1. 河川

PFOAは21～600ng/Lの範囲(平均160ng/L)、PFOSは7.6～35ng/Lの範囲(平均20ng/L)であった。

平成14年度に環境省が実施した「化学物質環境汚染実態調査」の結果(以下「環境省調査結果」と比較すると、PFOAについては、神崎川水域を除き、環境省調査結果の最大値(100ng/L)と同等程度かそれ以下であり、PFOSについては、環境省調査結果の最大値(24ng/L)と同等程度かそれ以下であった。

神崎川水域のPFOAについては、安威川の新京阪橋で600ng/Lと今回の調査結果の最高濃度が検出されたが、平成15年の京都大学大学院医学研究科の研究グループの調査結果(新京阪橋の上流で19,400ng/L)と比べると大幅に低下している。

2. 海域

PFOAは6.3～30ng/Lの範囲(平均16ng/L)、PFOSは1.3～11ng/Lの範囲(平均5.0ng/L)であった。

PFOAについては、環境省調査結果の最大値(73ng/L)を超えるものはなく、PFOSについては、環境省調査結果の最大値(7.8ng/L)と同等程度かそれ以下であった。

3. 地下水

PFOAは50～570ng/Lの範囲(平均270ng/L)、PFOSは8.0～49ng/Lの範囲(平均25ng/L)であった。

地下水については、これまでに環境省の「化学物質環境汚染実態調査」において調査が行われておらず、今回の調査結果と比較できる全国的な調査結果はない。

3. 今後の対応

- i 比較的高濃度のPFOAが検出された神崎川水域については、流入河川等についてさらに詳細な調査を実施し、PFOAを排出している事業者に対して自主的取組による排出量の削減を促す。
- i PFOA及びPFOSについては、定量的なリスク評価が行われておらず耐容一日摂取量(TDI)や環境基準が設定されていないため、環境調査結果を評価することができない。そこで、国に対してリスク評価の推進とリスク評価結果に基づきPRTR制度(化学物質排出・移動量届出制度)の対象物質への追加等の必要な措置を講じるよう要望する。

〈参考〉

- i PFOA・PFOSは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の第二種監視化学物質に指定されており製造・輸入実績数量等の届出が必要であるが、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の第一種指定化学物質には指定されていないのでPRTR制度の対象ではない。
- i PFOSについては、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)の対象物質への追加が提案され、現在、国際的に検討がなされている。
- i PFOAについては、米国環境保護庁(EPA)が排出量等を2010年までに95%削減(対2000年比)し、2015年までに全廃するよう求めた事業者による自主的取組(2010/15PFOAスチュワードシッププログラム)について、フッ素樹脂メーカー8社が自主的に参加し、米国内の工場のみならず米国外の工場においても排出量等の削減に向けた取組みが進められている。

添付資料

[別図 PFOA/PFOS調査地点\(PDF形式 73KB\)](#)

[別表 PFOA/PFOS環境調査結果\(PDF形式 51KB\)](#)